

京都市風しん予防接種に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昨今の風しんの流行状況に鑑み、次条に定める風しん予防接種の実施について必要な事項を定めることにより、その発生及びまん延を予防することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に基づき実施する風しん予防接種（以下「本件予防接種」という。）は、妊娠を希望する女性であって、風しんの抗体価が低い者等を対象に、本市が実施する風しん任意予防接種とする。

(使用ワクチン)

第3条 本件予防接種に使用するワクチンは、麻しん風しん混合ワクチンとする。

(接種対象者)

第4条 接種対象者は、京都市内に居住するものであって、妊娠を希望する女性又は次のいずれかに該当する妊婦若しくは妊娠を希望する女性の同居者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 風しん抗体検査の結果、風しん抗体価が低い（H I 法（赤血球凝集抑制法）16倍以下又はE I A法（酵素抗体法）8.0未満）と判定された者
ただし、明らかに風しんの予防接種歴が2回以上ある者又は検査で確定診断を受けた風しんの既往歴のある者は除く。
- (2) 2回以上の風しんの予防接種歴及び風しんの既往歴がない者

(接種方法)

第5条 本件予防接種を受けようとする者は、別に定める京都市予防接種協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）に直接申し込み、接種日を予約するものとする。

2 前項の規定により予約をした者は、接種日に協力医療機関の窓口において、別表に定める書類を提示し、本件予防接種の接種対象者であるとの確認を受けたうえ、接種を受けるものとする。

(自己負担金)

第6条 本件予防接種を受けた者は、協力医療機関の窓口において、自己負担金として3,500円を支払うものとする。

(健康被害への対応)

第7条 本件予防接種に係る本市の健康被害救済制度は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行としているものほか、本予防接種の実施に関し必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附 則（平成26年4月1日決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

接種対象者	提示する書類
妊娠を希望する女性	健康保険証その他の住所が確認できる書類
	風しん抗体検査の結果が確認できる書類（本人が第4条第1号に該当する場合に限る。）
妊婦の同居者	健康保険証その他の住所が確認できる書類
	当該妊婦の母子健康手帳又は健康保険証その他の本人と当該妊婦の同居が確認できる書類
	風しん抗体検査の結果が確認できる書類（本人及び当該妊婦が第4条第1号に該当する場合に限る。）
妊娠を希望する女性の同居者	健康保険証その他の住所が確認できる書類
	当該女性の健康保険証その他の本人と当該女性との同居が確認できる書類
	風しん抗体検査の結果が確認できる書類（本人及び当該女性が第4条第1号に該当する場合に限る。）